

北見工業大学学生後援会規約

(名 称)

第1条 本会は、北見工業大学学生後援会と称し、事務局を北見市公園町165番地（北見工業大学内）に置く。

(目的及び事業)

第2条 本会は、大学と学生の父母等との連絡を密にし、大学の発展及び学生の課外活動等に協力することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 北見工業大学の発展のための援助
- 二 学生の課外活動及び学生生活向上のための援助
- 三 寄附金品の受理及び処理
- 四 その他必要な事項

(組 織)

第4条 本会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- 一 正 会 員 学生（学部、大学院）の父母等
- 二 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会 長 1 人
- 二 副 会 長 1 人
- 三 常務理事 1 人
- 四 理 事 若干人
- 五 監 事 2 人

第6条 前条の第四号及び第五号の役員は、正会員の互選による。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選による。

3 前項の規定にかかわらず、会長及び副会長は賛助会員から選出することができる。

(職 務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括するとともに会議を招集して、その議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、会計及び本会の運営上重要な事項を処理する。

4 理事は、本会の運営上必要な事項を審議する。

5 監事は、本会の会計を監査する。

(任 期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、必要に応じて補充する。ただし、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第9条 役員会は、第5条に規定する役員をもって組織し、本会の運営その他必要事項を審議する。

(定足数等)

第10条 役員会は、役員数の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 その議事は過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(顧問)

- 第11条 本会に顧問を置くことができる。
2 会長は、役員会の議を経て、顧問を委嘱する。

(幹事)

- 第12条 本会に幹事を置き、大学教職員に会長が委嘱する。
2 幹事は、常務理事の職務を補佐する。
3 会長は、幹事に事業計画等について諮問する。

(事務員)

- 第13条 会長は、事務員を委嘱することができる。

(会計)

- 第14条 本会の目的の達成及び運営に要する資金は、会員の会費、寄附金等をもって充てる。
2 正会員の会費は、次に掲げるとおりとし、学生の入学時に納入するものとする。
一 新入生となった場合は、25,000円とする。
二 同時に2人以上の学生が在学することとなった場合は、2人以降の学生1人につき、12,500円とする。
三 編入学生となった場合は、12,500円とする。
四 大学院学生となった場合は、7,500円とする。
3 本会の会計は、後援会運営費と大学援助費に区分して経理する。
4 後援会運営費とは、後援会運営上必要な経費をいう。
5 大学援助費とは、学生の課外活動援助、就職活動、大学運営援助と学術振興・国際交流等必要な経費をいう。
6 後援会運営費と大学援助費との予算の移し替えは、原則として行わない。ただし、相当の理由が生じた場合はこの限りでない。

(会計年度)

- 第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(総会)

- 第16条 定期総会は、毎年1回、年度初めに開催する。ただし、止むを得ない時は、役員会をもってこれに代えることができる。
2 臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。ただし、役員会をもってこれに代えることができる。

(決算及び予算)

- 第17条 前年度の決算及び当該年度の予算は、定期総会の承認を得なければならない。

(規約の改廃)

- 第18条 本規約の改廃は、総会において、出席会員2分の1以上の同意を得なければならない。

(雑則)

- 第19条 この規約に定めるもののほか、本会に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

この規約は、平成8年1月23日から施行し、平成8年1月23日から適用する。